

令和8年

6月号 まつだいら

豊田警察署

岩倉駐在所

☎ (0565) 35-0110

不法就労・不法滞在防止にご協力を！

不法就労外国人を雇用しないために
不法残留等の不法滞在者に対して、不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業者は後を絶ちません。警察では、このようなブローカーや悪質な事業者の取締りを強化しています。

不法残留者数の推移（法務省統計）



～事業者の皆さんへのお願い～
外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書（希望する外国人に交付される。）等をコピーではなく実物で在留資格、在留期間を確認してください。



薬物乱用はダメ！ゼッタイ！



危険ドラッグとは、大麻や麻薬等に似た化学構造を持つ、有害で危険な物質を含んだ薬物で、合法であるかのように販売されているものであっても身体にどんな悪影響を及ぼすのか分からない危険なものがほとんどで、呼吸困難や異常行動を起こしたり、最悪の場合は死に至る大変危険な薬物です。

最近では、未承認の医薬品成分を含んだ電子タバコ等が若者に流行しています。



警察業務説明会随時開催中（要予約）
詳細は豊田警察署警務課（採用担当）まで

緊急時は110番 警察相談ダイヤルは#9110